治平金訓

五

和書門
類
一九〇五〇號
一八三函
二架
三〇冊

内閣文庫
和書
類
一九〇五〇號
三〇冊
一九〇函
八架

内閣文庫
番號 和 19050
冊數 30 (5)
函號 190 120

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

潜籍鋼図

治平金訓巻七

君二

君德一

内閣文庫

浅草文庫

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

海老先什ニて海ニ陸ニ御手拍子ニて御言葉
什何人ニ成拍子ニて何迚ハ無ニ拍子ニ
ニ成ル上ニ上ニ上ハ　仰ニ什島ニ多ク已ニ高ニ高ニ
人ニ益有ニ成ニ大ニ多ク高ニ成ニ成ニ
已ニ多ク恵ニ成キ物ニ大将ニ成ニ成ニ成ニ
ニ成キ後ニ九ニ皆ハ高ニ成ニ八日ニ成ニ言ニ成キ島ニ
海ニ梅雨ニ二ニ成ニ香ニ成ニ蛇一ニ成ニ成ニ乱ニ
拍ニ一ニ成ニ成ハ拍子の拍ニ成ニ足ニ成ニ成ニ

一

諸人共ニ成ニ成ニ

拍子様ニ成ニ疱瘡病ニ成ニ拍子様ニ成ニ百歳第一ニ付名養ニ成
疱瘡病ニ成ニ成ニ成ニ成ニ上ニ成ニ早ニ成ニ
御言葉ニ成ニ彼ニ成ニ第ニ成ニ厚風の彩ニ成ニ成ニ
と成ニ成ニ中ニ成ニ

拍子様何事ニ成ニ中ニ成ニ拍子ニ成ニ彼ニ成ニ子を抱ぐ
ニ成ニ成ニ成ニ拍ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ成ニ
拍子様物ニ成ニ成ニ御手候ニ成ニ什拍子のこと

いろ〳〵てもおしても出雲ゟ来候ハ一向ゟ為百姓
彼者ゟ田畑言葉ゟて女童ゟ迄ゟ為〳〵て雇を為〳〵
ゟ其ゟ段々へ

相渡様の御ゟ為さりし〳〵

一 権現様後府ゟ御産為法自中伊奈備ゟ
ゟ 仰付新城成為給ゟて備前ゟて仰付上意ゟ
黒地行相捨ゟ為備ゟ 御尋ゟへハ二千石相捨中ゟ
中終の事のゟ 上意ゟ相相違ゟ何の出ゟ

ゟ御事ゟ彼ゟ中上ゟ申ゟ 仰付ゟ
備前ゟ渡相成ハ其以後法成ゟ出来ゟ何
ゟ言上ゟ何ゟへゟ二千石ゟ黒地捨ゟ少ゟ上ゟ
終の後ゟ仰付 右田地の百姓ゟ何ゟ人ゟ
ゟ長ゟ出来ゟ其ゟて相違ゟ

一 ゟ世間御の御城ゟ迄御殿ゟ出来ゟ元田成
相ゟ御ゟ者ゟの中ゟ毛屋ゟ自身ゟ早苗ゟて居ゟ
御出成ゟ田の中へ雨ゟ入泥ゟて見ゟ迄ゟ

世話申す法をとなへて京都に御賢し身命を惜
はず仏へ参りて仏祖の教をあきらめ法あり人にて
を仏祖加護り給て仏を養ひ仏あり人を養ひ
長りいとやて法あるて南成法師のあせ捧を立義成
御垂れ刀指を仏祖軍勝りしを百姓指て道へ
御前長り対る長しる法師の被れる縄多を
時期も南るとれ指子南成僧衆中聞く相も矣止る
仕合こ聞と名所成加く百上の聞を一向者る
武道具の嘗も南れ加を指成して自分事を
法を聞る者便の法南り人の内を陸奥き業を
して一所つきを世を人も前を芸義を
玉成を南る所指る仏祖を早く解て二世中弥を
法師を世を経へ仏を養節を聞者仏祖の法人を
聞り名洞成法一赤を

一　桂殿様は年寄られ候ては打交の事は差控
られ候事なれ共御馬あきなれ候ては
めくの事にて法馬なり乗せられ候歩行
成候ては元に修行なり拵申し道あるきて馬なり
なりなる古流の格意の一伝なり想してあれども
あるべしなる事なれ乗ぬものもせれ共乃
馬なと乗なへきて格なり兵一定の馬をのりなく小身体
あるなる場成こなる馬なる事は不なる

一　桂殿様御若年の頃なりし水のあるきはきて立事
馬術なる意の川なるあんひなる馬まるきて其頃の大名
あるを上なるて馬　義殿様も御あきなるまさせられ
なるて馬なん
将軍様御御馬様なる馬　馬まて水の上なん

見へしかは

拝領様より当家見出申候て世々の家士に

野々口とあるを置候人多候ゆへ小田原さま

ものゝ口番所一揆の時 少当の時 当所多く

逃隠候ゆへ 其節番所に人数番ゆへ

人数若年の者ゆへ 御すき陸れ人へ と申人へ

弾正殿見聞候て 後に 其年寄 小田常太

一 古関秀吉 神付伴人 人名 取年あり 細田常太

葉の陽 独学 流儀 篠原 綾 拝上 当年風流の事 八元 平

義ふしの事 結 結 関流 家流 家元の人 武道 ゆく

ゆく 伝書の切 拝 元の名 有

独門 秀車風流 ある事 有 武道 成 ゆく

ゆく 関流 流 家元 奇人 武士の面 拝 元 我朝

切 義 義 命 へ 移 歌 ゆく

一 太閤 浦 元 二十人 有 硯 硯の 苑見 のゆく 楽 歌

みゆく

格現様法之御法ゝ[illegible]法の元本[illegible]

古図仏あるゝ

家康ゝ天下[illegible]三つあり中ゝ人[illegible]事[illegible]

ゝ武勇ゝ[illegible]別ゝ[illegible]

ゝ天下[illegible]ゝの[illegible]

一

格現様御[illegible]法の[illegible]の[illegible]

ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

法[illegible]野ゝ[illegible]へ御[illegible]の時節[illegible]

法の元[illegible]物法[illegible]

ゝ[illegible]ゝ法[illegible]の上の[illegible]法の元[illegible]

法[illegible]法[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ法の元[illegible]

御[illegible]

一

格現様[illegible]ゝ古図[illegible]織[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]

の[illegible]ゝ[illegible]

らぬ事と見より末のつゝくへしと存候も世中悪しく右仕合
御上洛仕合候而可被遊と存て候ハゝ其時ハ 御気を被遊
申為か遊ハす候ハゝ打て仕損可被遊と思召候程 秀頼太閤 也
許 権現様御心得には中々此上洛静なる筆立ニ而御座候 御座候
天下の為を被思召候而と云事ニ而御座候 天下の乱を思召候得者
太閤と御和睦被遊候 大事ニ御座候而 太閤の難有と存候
天下よりは難有候とも申物にては其上大なる気つかひ御座候故
有之候ましく候 御機嫌被為入候 御座候ハゝ然

京ニ而 御迎 御出来 居申候 太閤殿の御前ニ而 手前ハ
権現様ハ如何様ニも御申候 早速京へ御上り候へ 家康
より 妻の御事ニ付（併 権現様御座 右者太閤の御妹也） 其上手前一の仕人にて
有之中事 有之御座候 御出にて 御誠に参候
一 権現様御上洛被遊 御座候而 御信の前ニ御座候
此方ニ遣年ニ 表向 御座 豊臣 有之と申候ても 其外ニ而 是有り
有之候而 御座
権現様御上洛ハ 御座候の 大坂へ御参 有之候ハ 御世の

中あしく成よりはてハ生ることも四年ばかり前成ることなく
成へきよりはてハ民百姓の初きを伝の年ゟ生ることく
是舟の食物絶く難儀成人食して乳汁出ることと知る
成ハ生ることく其義ハ古代の年ゟつゝ成ることく
亦古民のことく代年義ハ前段に述へ宜ハ
なりと見ることく御意成ハ天下を治ることく人
古民の年と異ることは存ぜるゟ初の出産成る
治世長のことなりの年まく出産成ることく

一

凡意の及ぶ所なり

一 往現様御治世の節何者やらん御病気へ君ひ
ゟ者ゟ多き年ゟ御病へ御立帰
御見舞ゟ者ハ御暑之方ゟ病
ゟ成ハ御出産を出ゟ何人
御結成ゟ何ゟ御尋ゟ
御出産の間一人居ゟ何
御尋ゟ人ゟ間ゟ

山縣か申せしは　信玄公ハ極めてかくこそ見え候へと申出し
此合戦ありしところ甲州の勝頼の家来にて何年公儀
討死ありし山縣とも申合せし三河の御当家へ討死し候
今日風雨の節にも討死ある人々と此勝頼公思ひし処御運
つよく遊はしなりし由申すなる由兄に聞く家臣申しらせ候
勝頼公に頼まれ候ひしとも御家に仕へ奉りし者の仕方宜しからす
仕付らるへきも承りし由申上候へは　上意ありて　我かく三河の
其の甲州へ観ても山縣の挙動なとは山縣か様を嫌ひしものなん

又三河の者とも長篠の家臣は不退の覚悟に終てとあらは
勝頼の家来から三人の合戦にて山縣の仕方ともあり覚悟
終りて勝頼以下居りしかこの有様を見しは甲府の者の挙動ハ
右の事なりとて悲しみ遣はし甲州へ送られし山縣の
此忠悲しく　御手鋒も此節思ひしとて　其時の老女
何事も語りすへきしともなり

一　天正元年四月十二日武田信玄五十三歳にて死去ありし由
濱松の御城下の風聞あり　其節

相現様に 仰せられ候 配去の儀無之候
とのことなり 仰せのとおり 弓矢成 [illegible]
古今ためしなき事

家康若年の時より 仰せのとおり 弓矢成 [illegible]
[illegible] 仰せられ 撰ばれ [illegible]
弓矢の作法あり 什節 [illegible] 切の物あれい 所以の仕方
[illegible] 隣国名将の病死を 仰せられ [illegible]
家康の仁徳 [illegible] 世の事の [illegible] 甚だ [illegible]

たとへ [illegible] 名将の配去と雖て 偽物なる
[illegible] 武士のたしなみ 甚だ隣国 [illegible] 刎故 [illegible]
[illegible] 仰せ初の作法を [illegible] 故国の [illegible]
[illegible] 甚だ [illegible] 自然と [illegible]
[illegible] 家法も [illegible] 為配あり 平素 [illegible]
家成 [illegible] 隣国 [illegible] 刎故 [illegible]
[illegible] 弓矢 [illegible] 前 [illegible]
[illegible] 作法 [illegible] 成 [illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家康と面度まく協申ニ無之ハ世ハ無之、
行んと以の如く法の沙汰し年ニ可成遅延のゆえ二日後
むね　上意ニて人成添ニ成ると云ふ

一
神君御意ニ悪人中人とふものゝ他人の悪成を事ニて
何事ニ成ても我ニ成れ成ると有ハ我ニ成れ成ると云ふ悪成
しみ成ニ成ぬし悪人者ニ他人の悪成を事ニ悪成
を初ニ成ハ成ハ何ニても古の悪人者ニいたり
人ニ及ぶ成ハ成ハ法ハ成ハ恵のある法ハ乃

人ニ我ハ成ハ成のまゝ成るものゝ為ハ成ハ者ニ悪の人ハ
時ハ成ハ

一
岡田秀次生害の後細川忠興の家ニ罪為ハ成へきハ
成ハ其ニ細ニ秀次者時の大名成ハ成ハ
知ニて金銀を受ハ成ハ成ハ是ハ人の成ハ成ハ
為ハ成ハ利ハ成ハ為ハ成ハ忠興ハ義人ニ成ハ
成ハ成ハ成ハ人の家ハ出ハ成ハ事を聞ハ人いたき
彼人を成ハ成ハ成ハ成ハ出ハ成ハ成ハ忠興

国立公文書館
National Archives of Japan

黄金成時ゟ年数ゟ年久敷ゟ今蒙の為
吾年来の志を〳〵ゟ事始〳〵ゟ相成
相伴ゟ勝ふ相伴者ゟ怪しかゟゟゟ御事ゟ
賜ゟ亡んとゟ者の新恩後へく年編ゟ君の御恩
ゟり細川家のゟん限りゟいて此相成忘れ難き
迷ゟ者ゟゟ〳〵て黄金ゟ〳〵ゟ是後ひ者へきゟく
ゟゟ

東照宮ゟ〳〵ゟ仕ゟ者ゟ世ゟ嘆へゟんゟゟ

ゟの福ゟゟ者ゟ者ゟ新く人望ゟ用ふへき料の
物ゟ出〳〵ゟれ申ゟく後ん人ゟ後ゟ伝ゟ〳〵ゟ
相伴ゟ重ゟ怪ひゟき帰ゟて此成ゟいんゟく御前成
ゟく出ゟゟり適後く忠義ゟ者ゟく御鎧ゟ者り
御財産の為ゟ成時出〳〵
東照宮ゟ申ゟゟ年来忠義ゟ家人ゟ後ゟ出れゟる
後て後ゟい何ゟの和ゟ〳〵ゟへきゟゟゟゟゟ
御為ゟゟん時ゟ必者の御為申ゟ者ゟ捨て後の

法性寺殿ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
東照宮ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
利勇ハ一向我儘の事[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一

御前ハ事多上野介ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]武勇ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

御高ハ武勇ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
家康ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一

一之河守殿（秀康）は若きときは強勢の由頼母久しく聞き
居たりあり此度氣色悪しく病後の為に礼に出
候こと珍敷事
權現様御の御使者嫡孫様に用意
御尋被遣候所
様子
御尋被遣候事
秀康面体を前の如くに
御尋被遣候事別条無之旨申
上る者共中上る
御尋被遣候事
御尋の事も者の

者共申上る御病気は
中上る様子御書中とも
御書
御病気本復して今日
城に成る様子御機嫌宜敷
せん中居る様楽まる中分
対面を叶まじきと早く思せられ
様に御言中上る様子
御書
是迄あり
上意の御
秀康へ中上る様子の御

御迷惑ニ存し候へとも当座ハ御出も難成様子なれハ
其日ハ御退出あり御膳中上下の夜御沙汰のことと候ても於今
右御存分の旨有之　三河守殿にも御苦労ニ候　御同見の義
なきかつ御評諚ニ落入候て
権現様ニ閑居被為在候とて先日の通りの儀なくなりて
光　端ニ付ては対面可有之由ニ候の
上意之趣のく在之ハ御出ニ可被成候
上意御尤成り在之候　秀康公ハ御異見を申上候と

あまりハ
権現様ニ　御なるにおゐてハ何ものゝ異見といふ程の義なり
てもなし　秀康卿此頃の様にて身持して見苦しき事
ある故家来とも知るものゝ御先月迄
城の御身の思ひつき様にと思ひ業を付ても不及義身の様し
たるを陰なからの為に付第一三河守不似合義出て最早と
噂に公家の町人の事く武士ハ大身小身共ニ武道乃
ひるをもへよふれハ宮の見悪きをいとふ事まてつしもなし

人間の然るべきにのみもあらず世の移り変りもむかしの
あるものあり是皆病身なるあれば何事も思はしきまでも
行ふあたはざるに
家康うまれ生れし所甲州一方の大将たるべき器の
形の見えあり成長して弟義政と共に
あるを法師の所に稚なき頃別に大将のまき好むもの
家中又被官まで見及び次第に仰せられ
御初の事なれども人の上を立事なり 秀康この

仕ることなり
家康の御子なれども初めは人質なれば
遠ざけられ義政の母のたのの局にも
出あるべしと給へ所なく 御同じく法名乃
日限なれども 御出なれば 秀康も一人厚遇なる
所也 城なれば穴門初て生れ給へる時
少城主 遠国なれば 御出なり
唐子年乱の後に業績の事斬罪

仰付候ハ、去る可き筈の分本多佐渡守殿ニ言上仕候ハ、
ハ、
東照宮上意ニ甚敷恐の事ニ有之候ハ、毛利の
家臣ニ吉川宮内吉見治部右衛門佐竹の家老ニ
梅津治部右衛門渡辺伊集院野村新兵衛等ハ
ハ、ハ、今度治部少輔殿ハ其儘已ての上人質
ハ、ハ、送ル可き筈ニ有之候ハ、直江一人成
敗致ス共ハ右の陪臣ハ、悪く言上の上ハ覚悟して騒動

ハ、ハ、ハ、相違ハ、ハ、仰付ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、則ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
上洛を早速　御見渡ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
對ハ、ハ事偏ニの字義多ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
仰付ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
仰付ハ、ハ、則ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

是成ハ[illegible]ハ世事[illegible]成あるべき[illegible]の家老中と
仰へ兼り真[illegible]へ右の通り[illegible]て我ら若し
[illegible]なく[illegible]上意[illegible]
一
関ヶ原陣後川の[illegible]ん[illegible]河[illegible]前[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]天[illegible]成[illegible]
[illegible]ハ[illegible]何[illegible]と[illegible]稀なる事をあそ[illegible]
[illegible]なく[illegible]と[illegible]へ[illegible]大[illegible]を建立
[illegible]と[illegible]大[illegible]の世[illegible]と

強り古関の名と[illegible]へ[illegible]れと我ら一分の名成[illegible]
年成[illegible]天下の為[illegible]へき事成[illegible]て後
[illegible]ハ[illegible]成[illegible]大[illegible]建立[illegible]と
[illegible]へ[illegible]と[illegible]
上意[illegible]
一
東照宮関ヶ原御利運の[illegible]永年[illegible]を[illegible]
[illegible]細川[illegible]大[illegible]入道[illegible]家[illegible]町[illegible]の[illegible]
[illegible]れ[illegible]と[illegible]我又[illegible]と[illegible]将軍[illegible]の[illegible]
[illegible]御[illegible]御[illegible]の制法と[illegible]

[illegible]の法度を用て結局は則書面制の儀を定る
甲州領内[illegible]武田の家法成[illegible]甲信両国[illegible]
寄束[illegible]の法令成[illegible]
多り[illegible]年貢の比[illegible]
[illegible]仕者万事[illegible]甲州へ[illegible]
[illegible]成[illegible]甲陽の秘術[illegible]
武田家[illegible]成[illegible]
[illegible]成[illegible]

[illegible]武田家[illegible]我[illegible]
一[illegible]成[illegible]盗朝[illegible]
[illegible]痛[illegible]軍[illegible]
[illegible]利[illegible]
[illegible]成[illegible]
[illegible]成[illegible]
[illegible]

一大御所様[illegible]
将軍様[illegible]

渉事奉行職の方へ向ひ喇きたへい敵陣へ向て喇く
馬を出すべきものありとて よとゝ意あり 最上 和泉
さて渉事の方へ 仰付渉職始て地方一篇の
二篇為召諸大名呼寄し て つゝ 和泉 筋目を以て馬
を乗組を合せ乗の方へ成 馬を乗 押へ有ものとも
乗しかの今を馬を乗へ 家筋を中 よとゝ意あり 和泉
渉強留有事と古歌あり

一 今度は謀叛の者とも 関東 仰付 我家臣 千葉 岩
あるへ意せらるべ 仕度は志筋中也 大名方へ 弼分せらる
を以 行るもの方を 天下の名義なる
内廷へ出る 百万石 内廷御高 大名数
多は和行は道具多 岩倉 行と 中納言 名義の
道具 取揃 多中 岩倉 行と 中納言 名義の
仰付 一 百万石 信濃
大名方へ

一 大坂落城の後 東都 取代 松平 伊勢守 神へ 有 大名
大坂城中 大野修理 伊勢神宮の渉 所

かくて内々中事り関東を調伏の祈禱をも相頼み
下野なる福宮大中合大納言方へ今宮参り請ひ人形を
造り将軍家御父子様を呪咀し奉るとの旨諸し
かいはの那ある羅料ありし早く此結堂に守り能を御頼み
神君の御世を乱して福宮山伏の数を結縁と頼て今宮
都まで上てこに此の下向ありし将軍に付けし其節より
今宮殿将山崇し秀頼殿呪咀せんとなしに又大坂へ
まかと下段之為去楽等の手縁まてまて出る権現運へ

天下の権柄を握る事ハ如何にしくそ候へ今宮殿助力にて追放ひ
ぬへきの上意にて福宮大勢一今宮殿助力なる譲り
寛仁なる結構と済内々に伝へし探しなりなる
古河勤番大納言殿本多安埼に御身此由人の肩に掛る
権現様伏見の御城より大坂へ出馬に付則奉行の
とうけ
権現様を殺害し奉らせんと工みしものなり然れハ此時に
今度此味方に参り此者主立候ものとも羅料事を進

一今般出馬仕候ハ、其方儀ハ本領安堵
ニ　仰付之旨ニ付家の者家ニ帰ると
相聞候ハ、　上方ニ而と一印あるべきこと
右両人の者ハ家の者の義ニ付て親ハ秀頼の
為ニ成ると申候て親ハ秀頼ニ敵対ニ成ると
秀頼為ニ忠の者ニ付更今度の一戦ニ御印ハ無申分
出来候ハ、本家ニ成ると申候ハ、関ヶ原の
合戦の時ニ石田ニ加担ニ付ハ先ニ矢の一筋も射掛ケ
ざ

ると雖ども既ニ御印ハ出の福島の侍ハ一人も自身御印
を請ハ者ハ十八人ハ内ハ先ニ秀頼ニ
ハ小西内藤若田利長ハ赤井氏義幸ハ味方の侍ハ
御印ハ赤井氏ハ又一人の働ハ無之四郎兵衛ハ
ハ大坂城中ニ
家康を赤井ハ忠ハ秀頼の為ニ働ハ者ハ
義幸ハ四郎ハ忠ハ者ハ事ハ有之ハ義心今度の思召
ハ御印ハ

一　桂殿様ニ隆之て清綱ト　御名ヲ　上覧被為ト何
ゆゑん桂殿御名ヲ　[illegible]　御名為　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

一　慶長十六年二月廿五日　勅使来
大御所様を義大臣ニ為ス　菊桐ノ御紋
勅許ニ与ル

大御所様義大臣を辞退被遊　新田家の元祖大炊介
義家ニ源氏ノ将軍ニ成　慶長　大御所ニ　[illegible]
勅許ヲ被下ル　[illegible]　[illegible]　菊桐の御紋の儀ハ
辛苦ニ[illegible]　源氏の儀ニ　新田ニ別て　[illegible]
武勇成事ひゝ不
後醍醐帝の時ニ　[illegible]　菊桐の御紋被為
あるゝ　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
勅許　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

名誉あるべき事なり

一 格現様天下御一統のことなれば 将軍 宮様の儀は
さて〻身和様大名衆の中分なれば 宮様より
なりなり
勅書よりと仕候の御内勅し 法皇様御もとなる
方様の御儀なれども 公家院と義申候
南人御前ニ居候御の節も 早 将軍 宮様の義を
御出筆ニ居候方ニ成候ハ 有義を申上

候へ共 御強を軽様の 将軍御ハ 是ハ 御筆ニ
天下の義民 安堵の儀成 宮様 大功の事なり 其
諸大名の義と為ニ 西国所領ニ筆多き中ニ
筆〻〻 我〻の 将軍御ハ 不及事ニ
ニ成 ハ 御ハ 仕ニ

一 東照宮 大御所と申時ニ 御格義 御も 感ニ 大ニ
申 甲州武田信玄の 法華経 院出 の時ニ
ニ限り 常 御 孔雀 まと 今川 義元 討死 の場

[illegible]

御下馬[illegible]是ニテ

東照宮八条の御時より十九年まで移府ハ[illegible]の

婚姻[illegible]成敗元の[illegible]

[illegible]其時[illegible]

東照宮御[illegible]様ニ成敗元の婚姻[illegible]刑部親永の[illegible]

[illegible]殿と申[illegible]長崎ニ[illegible]信濃英[illegible]信昌

[illegible]の[illegible]又[illegible]ハ礼[illegible]ニ[illegible]

前年[illegible]の御移府[illegible]元[illegible]

あ[illegible]ハ[illegible]御[illegible]ハ[illegible]一寸松中有棟梁

[illegible]又[illegible]人[illegible]移世二[illegible]宮[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]中納言[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

一東照宮天下一統の後御[illegible]

毎日御[illegible]御[illegible]

[illegible]之段御[illegible]的巻事と定

を経て つの法勅あるべしを頼宣卿初めより仰せられ
武の名は神明なり

一 将軍様より本多佐渡守を
相模様御隠居の名節
仕関東に已後佐渡へ
御使ゝ稲葉右京殿ゝ仕関東に
あるべき時分迄
あるべきて居るべし なるべ
ゝ せられ 古参の者の言葉の中に
居る者と言ふ居ると言ふ
ふ古参とあるべし 恩顧に
敬すると

いふ世界と此二百年の為あるべき時分より書と言ふ
為世界なり
将軍様ゝ我ゝ虚に等同あるべしと
写る者と知るべき居るべき
ゝ 有るべ 用ひられまじと
ゝ 有るべ 先ゝ方へ
ゝ言ふ言ふ言ふ言ふ 佐渡守ゝ言ふ
将軍様御少 頼
右の二百成法書 頼 法

金地院江渡書ニ　御判右は自筆の節ニ内田　平兵衛へ預
のよし有り
大猷院様御代法度書有之　平兵衛御預ケ置候
御判　御城へ御登城ニ付御座候ニ　御預ケ置候
右之儀ハ相見ニ相成候之
一
東照宮御隠居の後駿府より江戸の御城ニ被為
入ニ付
台徳院様本多佐渡守ヲ以　御前ニ御座候

元一統ニ勤番して居候を御座候ニ付　御中ニ相成候
被寄候ハ被存知の者ニ付候て右御座候ニ付其所へ御座候
候一人ニて自分ニ而御座候
御目見前後ニ候ニ付　御申付候て御座候中ニ相附
被ニ親ニ任筆の時分ニ御覧の手柄御座候の御用ニ御座候
被仰付候ハ御出候ニ相成候
台徳院様へ一人ニて　御座候内向役之御中ニ御座候
申付候御附　御座候ニ　御座候ニ付御座候

かく書之
将軍ゟは然るへきとも感し申候へ 此六郎五郎か父
何者とも申者兄の敵なりし 日頃御掛り申候ニ付なくして
生色討候て兄弟の契約候事のみならす 其兄分の忠
六郎五郎か父を打申候ニ付 其方兄の敵の様なる形見に候て
此上は申合して討可申目出度存候て申候 六郎五郎か
父申候ニ付 其身古事の御座候て思召合候て 末永く
兄の敵故其方能討申度存候て 其身ニ候

命を助られ古板の比真の御状なるへきと存候申
恐なから将軍へ奉上 宮中向後に兼絶候て無候
絶申候て後 右の敵病死いたし 六郎五郎か父兼て存せ
若者候絶する事前に遂候て由来申ニ 其時六郎五郎へ申す
まいらせ候書物参る尽く 某あの様に如何候
御蔵後於ハ其後に給候 若き者の中より能く任候へ
父の敵 君の敵 兄の敵存して申ものを討申候哉否
存事を存し申候中女候程申候ても討申候存

[illegible]

一

[illegible]

慶長七年四月の末[illegible]中納言利長[illegible]

[illegible]

大御所御相関事[illegible]

[illegible]

大納言殿[illegible]

[illegible]

利長[illegible]

[illegible]

大納言家康卿等御帰京の儀被仰出候事
[illegible]
[illegible]と古人の語りしも古記と合せ見るに有り度事
[illegible]
大御所と利長と連署[illegible]
利長見届の上の[illegible]
大御所の御見へ申せ[illegible]
又　大納言家康卿[illegible]南の縣命の漢の

一

[illegible]
天下の英雄為御の法千載同一揆なり
台徳院様御[illegible]
思召[illegible]　竹千代様より御[illegible]
東照宮[illegible]　竹千代様御[illegible]
[illegible]
[illegible]
公竹千代殿[illegible]

年迄上陸之上毛殿へ要検使て上陸よりと
殿へ出叱句御有り　ゆゑあるへ参りとつと
出来　[illegible]其時解役拘出られい　竹義様への使の
方風吹て参り　[illegible]の関へ参りい是へ参りとの事
て　御上陸の時へ出吹　御自身解役は被成下
[illegible]ゆゑ　御の御者[illegible]を吹て　御あり御使の元[illegible]の
[illegible]へ[illegible]と[illegible]叱句御有り　御あり解を[illegible]被の
[illegible]へ出拘[illegible]へて　御あり右の様子

相国様へ御夢御[illegible]御如[illegible]　御来意
東照宮御動座の時
相国様　御書様[illegible]出[illegible]走あり　竹義様へ　御
[illegible]　御[illegible]　御蔵様御[illegible]
竹義様[illegible]出[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]御[illegible]無御
東照宮[illegible]　御[illegible]
[illegible]出[illegible]　御書様御[illegible]

首尾よく罷帰候ものを渡参候を法用様を
以て御家老より出村の家来を召寄
出来しるす田村の家来申候　竹内様仰付
忠右衛門申聞せ候
公御聞に成　竹内様仰付候ハ　将軍
様ハ　家康様ハ　秀忠様ハ　家光様ハ
御代々　家綱様ハ　綱吉様ハ　家宣様ハ
御代々　右様ハ　京都ハ　天皇様ハ
御代々

一

一　相渡様元和二年　京ハ　大御所様ハ　法度を
一　始御公家衆　寺方　武家　諸宗
諸法度　寺社奉行　諸法度　寺社
方　徳院様　御代　今ハ　当御代の
内　寺方　寺社奉行　寺院法度の
写　寺方　寺社奉行　寺院
代々　法度　法度

中にも例の無学者共ハ孫氏の例をひき世を遁るゝ好むも
所柄の大名衆に至迄法令旦夕に迄々申出ぬとも
将軍家統に政衆擁ニ申入レ法令の事ニ要不申候ヘ者
出られしと雖　大樹の政道に違ひて諸侯の内訌
有りとも天下の静謐難へし天下ハ天下の人の天下にあらは
天下の天下より御用を最早に強ひ申ふへからず様に早く
取固して
大樹の御申付に随て急度勤へしとの御旨　御沙汰被成

天下ハ是に御慈愛被成候へハ一言に及ひ大名ともの厚き
篤く諸将謹て申せ　薨御ありてハ五十年も同大名共に
あるへしと御覚悟しけるの大度の御命に驚入けるく
せらく
台徳院様へも大小名の人数に攝御遺命有りしか
扨て加賀之前田利家ハ本朝之列の中にも太閤在世の
より其志ハ違ふ由忠秀吉の存生とても諫臣の志
ありし由律義者なれハ随分御あつかひをうけられし

へきあり係かしの事も仏を捨て[illegible]
を限知るへきよしを 仰る
台徳院様御[illegible]を経て古馬の事を小乱者にて[illegible]
[illegible]人[illegible]を[illegible]仰[illegible]
あしきことをいひ漏るを雑きとも[illegible]
なとをするの上なを[illegible]老人まてもうきをして漏るものし
乱世をいかに考へて 大勇のの成りて古将とも[illegible]
[illegible]ても[illegible]ものの[illegible]古馬[illegible]小乱[illegible]

へ[illegible]仰[illegible]
御[illegible]十[illegible]福寿[illegible]
御[illegible]
類[illegible]
将軍家へ[illegible]
[illegible]
将軍家へ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御　將軍家へ罪人の首とあらん歟如何の儀を尋ね
ぬるに下仕とあり　高麗人をあけて注さるべき
くあらざる事歟上野介殿に問ひ申すべき旨何とか
尋ね申すべき大間成事なれども下仕為体の
御意情なき儀と存ぜられ仕為体の
もやうを問ひ申し海に其一云を下役人に伝へ
福島と呼ぶ所にて云ふ所賢慮あるべや
格別様御沙汰無の前日四月十二日の晩頃に沙汰有
て

御　御前へ罪人の首とあらん歟如何の儀を尋ね
ぬるに下仕為体の高麗人をあけて注さるべ
くあらざる事歟上野介殿に問ひ申すべき旨何とか
尋ね申すべき大間成事なれども下仕為体の
御意情なき儀と存ぜられ仕為体の
もやうを問ひ申し海に其一云を下役人に伝へ
福島と呼ぶ所にて云ふ所賢慮あるべや
格別様御沙汰無の前日四月十二日の晩頃に沙汰有
て
伝聞の通り御前へ立御沙汰の通り
仕為体の高麗人の中に
科人の内に幸綱と云者有之
上意の通り罪人の首
又右為体の
御前へ
是を取り
可成の事
仕為体の
上意の科人の中に
是を取り
極り有之
者の
上意の通り
極り処
者死罪の者

国立公文書館
National Archives of Japan

義気成はなはだ高く武士も勇気を打つ
き〳〵きるかたちは為人命成打るる成事いとゝ成あるき
彼成田山源義田上移の意情も多く強勇家人等きき
けるとも為己り廉勇るかたりの勇気成初〳〵成りて
多栖と せ〳〵ほうそ一旦ゝ豊多りあり上きへの威
勢さりまてやの義気知ゝ人へてゝ名義ハつてゝねものすり
きれとそいまゝ強よ亡し〳〵そう〳〵きとゝて
東照宮御思恵の海きを考へ〳〵其比弓矢のつよ

うり〳〵る天下を並ひおろり〳〵いそれ者記よあ比義を
とと人名世の人ゝ考ゝ中義運つゝ己とはりて人名ゝ
りとより比紀徒ふゝゝ〳〵海ゝ天命ゝ名義強ひ〳〵ゝ
自然の原理ゝてゝそれゝ世せんきの乃ゝ処ゝあ比せんき
の考ゝそゝ〳〵中義運の強りゝ〳〵弓矢のつ記ゝあり
比弓矢のつゝり〳〵ゝ諸士の義気成はゝそ者ゝり
あり志ゝれハ中の義気成はゝそ者ゝそあり〳〵ゝ大和の半そ
法孫強成強〳〵多ゝ考ゝひとつゝもいつへ〳〵志ゝを

御武運のつきとそうり知るらいと浦き事なるべしと

内閣文庫

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan